

平成 20 年第 1 回定例
夕張市議会会議録
平成 20 年 3 月 19 日(水曜日)
午前 10 時 30 分開議

◎議事日程

- 第 1 議案第 1 号 平成20年度夕張市一般会計
予算
議案第 2 号 平成20年度夕張市国民健康
保険事業会計予算
議案第 3 号 平成20年度夕張市市場事業
会計予算
議案第 4 号 平成20年度夕張市老人保健
医療事業会計予算
議案第 5 号 平成20年度夕張市公共下水
道事業会計予算
議案第 6 号 平成20年度夕張市介護保険
事業会計予算
議案第 7 号 平成20年度夕張市診療所事
業会計予算
議案第 8 号 平成20年度夕張市後期高齢
者医療事業会計予算
議案第 9 号 平成20年度夕張市水道事業
会計予算
議案第 18 号 夕張市特別会計条例の一部
改正について
議案第 19 号 夕張市医療費給付に関する
条例の一部改正について
議案第 20 号 夕張市後期高齢者医療に関
する条例の制定について
議案第 21 号 夕張市国民健康保険条例の
一部改正について
議案第 22 号 夕張市介護保険条例の一部
改正について
議案第 23 号 夕張市廃棄物の処理及び清
掃に関する条例の一部改正について
議案第 24 号 夕張市賃貸住宅条例の全部
改正について

- 議案第 26 号 指定管理者の指定について
及び市政執行方針、教育行政執行方針に対
する大綱質問並びに委員会付託
- 第 2 議案第 10 号 平成19年度夕張市一般会計
補正予算
議案第 11 号 平成19年度夕張市国民健康
保険事業会計補正予算
議案第 12 号 平成19年度夕張市市場事業
会計補正予算
議案第 13 号 平成19年度夕張市老人保健
医療事業会計補正予算
議案第 14 号 平成19年度夕張市公共下水
道事業会計補正予算
議案第 15 号 平成19年度夕張市介護保険
事業会計補正予算
議案第 16 号 平成19年度夕張市診療所事
業会計補正予算
議案第 17 号 平成19年度夕張市水道事業
会計補正予算
- 第 3 議案第 25 号 財産の取得について
第 4 議案第 27 号 市道路線の変更について
第 5 報告第 2 号 定期監査の結果について
第 6 報告第 3 号 財政的援助団体の監査の結
果について
第 7 報告第 4 号 例月現金出納検査の結果に
ついて
報告第 5 号 例月現金出納検査の結果に
ついて
報告第 6 号 例月現金出納検査の結果に
ついて

◎出席議員 (9 名)

高 間 澄 子 君
伝 里 雅 之 君
島 田 達 彦 君
角 田 浩 晃 君
加 藤 喜 和 君
正 木 邦 明 君

高 橋 一 太 君
新 山 純 一 君
山 本 勝 昭 君

◎欠席議員（なし）

午前 10 時 30 分 開議

●議長 加藤喜和君 これより平成 20 年第 1 回定
例夕張市議会第 3 日目の会議を開きます。

●議長 加藤喜和君 本日の出席議員は 9 名、全
員であります。

●議長 加藤喜和君 本日の会議録署名議員は、
会議規則第 118 条の規定により

高間議員

伝里議員

を指名いたします。

●議長 加藤喜和君 この際、事務局長から諸般
の報告をいたします。

●事務局長 竹下明洋君 報告いたします。

参与並びに書記の職氏名についてであります、
お手元に配付してありますプリントのとおりであり
ます。

以上で報告を終わります。

「別紙」

市長 藤 倉 肇 君

教育委員会委員長

氏 家 孝 治 君

選挙管理委員会委員長

板 谷 努 君

農業委員会会長

高 城 潤 一 君

監査委員 藤 原 哲 君

◎市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

副市長 羽 柴 和 寛 君

地域再生推進室長

畑 山 栄 介 君

地域再生推進室総括主幹

松 村 俊 哉 君

地域再生推進室主幹

千 葉 敬 司 君

総務課長 天 野 隆 明 君

総務課総括主幹 熊 谷 禎 子 君

総務課主幹 佐 藤 喜 樹 君

総務課主幹 近 野 正 樹 君

総務課主幹 三 羽 昭 夫 君

建設課長 細 川 孝 司 君

建設課総括主幹 小 林 正 典 君

建設課主幹 朝 日 敏 光 君

建設課主幹 熊 谷 修 君

建設課主幹 佐 藤 紀美夫 君

建設課主幹 千 葉 葉津乃 君

建設課主幹 阿 部 淳 君

市民課長 寺 江 和 俊 君

市民課主幹 古 村 賢 一 君

市民課主幹 小 松 政 博 君

南支所長 上 木 和 正 君

福祉課長兼福祉事務所長

秋 葉 政 博 君

福祉課主幹 及 川 憲 仁 君

福祉課主幹 池 下 充 君

養護老人ホーム所長

池 田 伸 君

出納室長 四 方 淳 生 君

消防本部消防次長

鷲 見 英 夫 君

消防本部管理課長

田 中 義 信 君

◎教育委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の
職・氏名

教育委員 小 林 尚 文 君

教育長 小 林 信 男 君

教育課長 石 原 秀 二 君

教育課総括主幹 三 浦 護 君

教育課主幹 木 村 卓 也 君

◎選挙管理委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 天 野 隆 明 君

◎農業委員会会長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 朝 日 敏 光 君

◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 天 野 隆 明 君

◎本議会の書記の職・氏名

事務局長 竹 下 明 洋 君

主査 大 島 琢 美 君

書記 飯 田 美 恵 君

●議長 加藤喜和君 本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進行いたします。

●議長 加藤喜和君 日程第 1、議案第 1 号ないし第 9 号、議案第 18 号ないし第 24 号、議案第 26 号、以上 17 議案一括議題といたします。これより昨日に引き続き大綱質問を行います。

本日の質問者は角田議員であります。

それでは角田議員の質問を許します。

角田議員。

●角田浩晃君 それでは、質問させていただきます。藤倉市長におかれましては、ご自身の政策を掲げる初年度となる平成 20 年度の市政執行方針を表明され、昨日、高橋議員、山本議員の大綱質問に熱くご答弁され、その決意を明確にお示しいただいたところであります。

本日、私は 3 件にわたり大綱的に質問させていただきますが、昨日に多少重複する点もございますが、よろしくご答弁お願いいたします。

1 件目に、情報の公開についてお伺いいたします。

市長の政策の中心をなす、市民と行政との協働に

よるまちづくりを進めるに当たり、最も大切なことは市民との情報の交換であり、ガラス張りの市政の実現であると考えます。

昨年 12 月議会におきまして、私の新総合計画の策定についてのご答弁では、中、長期的な予算の説明は難しいが、平成 20 年度の予算についてはその内容をわかりやすく市民に説明していくとのご答弁をいただいております。

行政と市民とが一体となり一つの方向に向うとするならば、行政は市民に対し何をどう取り組むのかを、予算という具体的な裏付けの中で説明し、市民に理解をいただき、協力を求めるという基本を明確に示す必要があると考えます。

ニセコ町の例によれば、ニセコ町まちづくり基本条例の規定に基づき、予算説明書「もっと知りたいことしの仕事」を製作し、広く町民に通常の予算書では伝えきれない予算の具体的な内容を、町民の皆さんにわかりやすくという視点で活用しております。

本市は財政再建下にあり、多くの費用を投じて予算説明書を作成することはできないとしても、協働のまちづくりの推進には不可欠な事項であり、市長は新年度予算の編成内容をどのような方法により説明し、市民の理解を得ていこうとしているのかをお伺いいたします。

ご答弁よろしくお願いいたします。

●議長 加藤喜和君 市長。

●市長 藤倉 肇君 角田議員の質問に対しましてお答えをいたします。

始めに情報の公開についてであります。市長に就任しまして、事実上初めての予算編成となった新年度予算の内容に関しまして市民の皆様への周知についてであります。新年度予算案は、財政再建下にあっても、市民生活の安全、安心を確保することを念頭にその編成に取り組んできたところであります。

その編成に当たっての考え方や、限られた財源の中で、市民サービスの維持に向けて取り組む事業などについて、広く市民の皆様に理解いただきたいと

の考えから、予算概要を報道機関を通じてその内容の説明を行い、情報の公開に努めてきたところであります。

今後、市長を先頭に市民の皆様と行政が一体となった、財政の再建を推進していくためには、市民の皆様のご理解とご協力が必要なことから、情報公開に向けた一層の取り組みを行っていきたいと考えているところであります。

このためにも、予算の内容はもとより、取り分け市民生活に係るものを中心に広報紙活用し、わかりやすい紙面を通じた丁寧な説明に取り組んでまいります。

また同時に、市役所のホームページをさらに活用して幅広い情報公開に努めていくとともに、予算書についても市民の皆様が容易に閲覧できるよう、その対応を図ってまいり所存であります。

●議長 加藤喜和君 角田議員、再質問ありますか。

角田議員。

●角田浩晃君 ただいま新年度予算を大枠でわかりやすく市民に説明ということであります。

私が本日提案いたしますのは、これはニセコ町の予算説明書で、これは町民に対して配っている冊子であります。これは、19年度の分だけでこれだけの内容の中で作られております。ただ、これが本市において同じような物をというのはなかなか難しいというのは私も理解するところですが、一項目一項目におきまして具体的に、例えば小学生スポーツ教室の開催については16万円の予算があります。そのようなことで解説つきで全て主だったものについて出ております。花フェスタ支援事業70万円。こういうことで、どういうことでお金が使われているのか、総体的な予算とともに内訳も含めて、しっかりと説明されております。協働のまちづくりを進めるに当たり、何ができて何ができないのかを市民に対して十分説明しないままに、こちらから一方的にできません、できません、お願いしますではなかなか状況としては、いい方向に向いていかないのではないかと。

と。ここに最初にあらかじめ市民に対してできるもの、予算がこれしか取れなかったものについて、しっかりと説明することで市民の側も、であれば自ら自分達はこの部分について自主的に取り組みましょうという、そういう形の動きも出てくるかと思えます。ですから、ここに挙げられているような項目別にしっかりと分けた冊子を作っていただきたい。全戸配布だとかそういうことでは大変むずかしいと思いますけれども、予算書の写しを置いていつでも見てくださいますと言っても、そこに見に来られた方がその予算書の中身を見てそれで判断をして、行動するというのは大変難しゅうございます。特に行政的な手法の中で書かれているものについては、一般的でない部分が多々あり、その内容についてそれを閲覧したことで理解できる市民はそうたくさんいないですし、一般的に考えればいけないと考えてもいいくらいだと思います。ここに一つの手本があります。これがすべてだとは言いませんけれども、やはりわかりやすく説明する材料として活用して頂きたいと思えます。

そのことについて、今後もう一步踏み込んでその辺の対策をとっていただきたいのですが、いかがでしょうか。

●議長 加藤喜和君 市長。

●市長 藤倉 肇君 ただいまの角田議員のお話ですが、私も財政再建下にあつて予算がないからこそ、その予算がどのように使われているのかということ、市民の皆様知ってもらうことがもっとも大事なことだと思っております。

したがって、今、ニセコ町の案も見せていただきましたが、随時それと同じ物が予算ではできませんけれども、そういう考え方のもとで市民の皆様が少ない予算でこういうことをやっているんだ、これができないのは予算がこうであるから、やはり理解をいただくということは私が言っております情報を公開し、情報を共有する。これが大事だと思いますので、そのような方向に努めてまいります。

ただ今般、従来と違った、従来以上一步踏み込んだのは、予算そのものがどのように組み立てられた

かということも市民の皆様の意見をどんどん聞いていきますけれども、今現在新しく作ったこの予算をどのような内容になっているのか、その内容について広報紙とかインターネットとホームページ、もしくはそういう市民の皆様が集まる場所に、それらの予算についての説明、置かしてもらって、以前以上にその状況を周知させたいということを今、取り組んだところでございます。以上。

●議長 加藤喜和君 角田議員。

●角田浩晃君 十分配慮していくということであります。

予算というのは行政サイドから市民に対して提示するものであるかも知れません。でも、その予算の中で生活するのは市民であり、市民の要望も含めて市民がその中身を理解しなければ、そこに対する要望も吸い上げることができないと思いますので、一方的に行政サイドから情報を出しましたということではなくて、それを見たことで理解していただいて、こちらは少し抑えてもこちらにもっとというような形で、実際に生活される方のご意見も伺われる、伺うことができる、よくわかることができる内容であることを期待いたしますので、これは要望といたしますのでお願いいたします。

●議長 加藤喜和君 それでは2点目に進んでください。

●角田浩晃君 それでは2件目に「ふるさと納税制度」の活用について伺います。

平成20年度において「ふるさと納税制度」の創設が検討されており、市長の市政執行方針においても、その活用について検討する内容が示されております。

総務省主管による有識者会議「ふるさと納税研究会」が平成19年6月に立ち上がりました。その中で、地方公共団体の長などから、都会に転出した者が成長する際に地方が負担した教育や福祉のコストに対する還元の仕組みができないか、生涯を通じた受益と負担のバランスをとるべきではないか、との意見があり、また、都会で生活している納税者からも、自分が生まれ育ったふるさとに貢献したいとの意見

が寄せられていることから、早期に「ふるさと納税制度」の確立を目指すという方向を示しております。

本市はこれまで、数多くの労働者を都会に送り込んでまいりました。その大半は中学、高校卒業まで夕張市民として生活してこられた方々であり、本市はまさにこの「ふるさと納税研究会」が問題提起している地方の典型的な自治体ではないかと思われ

ます。
「ふるさと納税制度」の早期確立に働きかけるとともに、ふるさと夕張をアピールするための準備が必要と思われませんが、本市のお考えをお伺いいたします。

答弁よろしくお願ひいたします。

●議長 加藤喜和君 市長。

●市長 藤倉 肇君 「ふるさと納税制度」についてお答えいたします。

「ふるさと納税制度」は、ただいまお話しありましたように、出身地や応援したい、そういう自治体に寄附を行うと、その金額に応じて個人住民税が軽減されるという制度であります。

報道等によりますと、全国の各自治体では、この制度導入を見越して、寄附金を集めるための様々なアピールを行っている聞いております。

夕張市におきましても、昨年、「夕張まちづくり寄附条例」が市民の直接請求により制定され、本条例に基づき多額の寄附金が全国より寄せられているところであります。平成20年2月現在の寄附総額は7,850万円ということになっております。

当市としましては、夕張市のまちづくりに役立てるべく、今後とも全国に向かって寄附を募っていく考えであります。

そのためには、夕張市のホームページを活用するほか、イベント開催時におけるチラシの配布、また夕張出身者からなる団体への文書送付、また道に各種媒体への掲載を依頼するなどの方法も検討しております。さらには、インターネットを活用して簡便な寄附ができる制度の導入についても具体的に検討を行っていきたいと思っております。

また、この寄附金を活用してまちづくり活動に助成を行っておりますが、寄附金の用途を夕張市のホームページに掲載し、寄附金が有効に使われている旨をPRすることにより、さらに寄附を促進することができるのではないかと、このような考え方を今、持っている次第であります。

●議長 加藤喜和君 角田議員。

●角田浩晃君 ふるさと納税制度そのものが、寄附金的要素が高いというのは、今、市長が寄附金ということで再三言われていることだと思われま

す。ただ、本来納める税金の中からということであるという手続きの後、それは寄附金という扱いの中で処理ができるということでもあります。私がここで申し上げたいことは、夕張市はかつて 11 万、12 万人にもなろうとしたこのまち、藤倉市長自らもこのまちで育ち、そして都会へと就職のために転出されて、そしてその勤めた会社の自治体において、得た給料の中から納税をしてきた、そういう経緯があります。

夕張から離れて、就職のために離れて行くと、次のまちに働いた人の税金は全て入ってきた。これが現状であります。まちと国にも入っていますけども。

そこからすると、夕張市はここに教育委員会の方々もいらっしゃいますが、義務教育課程において子供たちを親とともに守り育てて、そうして子供たちを一人前にした後、社会に送り出してきた。それも数多くの子供たちを世に送り出し、戦後の復興、日本の繁栄に十分貢献する人材を提供してきた。こんな意味合いからしても、私は特にこの夕張であればこそ、こういう機会をしっかりとそれぞれの方々に認識していただいて、我がふるさと夕張をさらに育ててもらったふるさとを愛してもらえるように、そういう働きかけがすごく大事ではないかなと私は思っております。

内容的に寄附金ということであっても、それはあくまでも収入として、そしてまちの再生のために、そして住民の福祉のために活用することも可能なわけですから、それが可能な範囲が広がればほかにその予算を振り分けることも可能になりますし、再建

計画そのものを潤沢にこなすことのめどが立つという意味合いでは、貴重な収入源であることは間違いありません。そこにより強いアクションを起こし、他の自治体も含めてこのふるさと納税については注目してアピールをしております。再建下にあるこのまち、特に多くの子供たちを世に送り込んできたこのまちであればこそ、特段のアピールをすべきだし、そこによって理解を得ていただいたお金については、さきほど市長が答弁にあるように、使い道をしっかりと示した中で納得していただく、そんな意味合いでの行動がこれから期待されるところであります。

何分この制度そのものがまだ確立決定していいないという状況にありますけれども、この流れについては、もう時期をもってして始まるということを想定して準備をしていただきたい。そのように思っております。これはこれで意見として終わらせていただきたいと思います。

●議長 加藤喜和君 それでは次に移ってください。

●角田浩晃君 では 3 件目に移ります。

3 件目に地域活性化についてお伺いいたします。1 点目に、カジノ設置構想についてお伺いいたします。

現在の日本において、カジノは刑法第 185 条、186 条の賭博行為に該当し、禁止されております。カジノの開設や運営が認められるためには、特別立法などの法整備が必要な状況にあります。

しかし、国会議員による検討小委員会が開催され、「我が国におけるカジノ・エンターテインメント導入に向けての基本方針」が公表に至り、立法化に向け具体的準備を進める段階まで議論が深められております。

高橋はるみ知事も、道議会において「観光振興や地域活性化につながることを期待される提案の一つとして、道州制特区活用による具体的な検討が進められるよう努力していく」との見解を示し、また「関心の高い市町村などと連携を強化し、検討に向けた環境づくりに取り組む」との考えも示しております。

地元、夕張商工会議所においても、カジノ設置構

想についての勉強会がスタートしており、地域活性化、経済効果への期待も大きなものがあります。

反面、犯罪の増加、青少年への影響など、懸念事項があることから、カジノ設置には地元の同意や、地域の盛り上がりなどが重要視されております。市長の進める四季を通した自然を大切に交流型観光との連動性や、特産物である夕張メロン等の販売に対する影響など、様々な角度から検討する必要があると思われます。カジノ構想に対する基本的な考えをお伺いいたします。

ご答弁よろしくお伺いいたします。

●議長 加藤喜和君 3 点目は地域活性化についてですが、項目が 2 点に分かれておりますので、最初のカジノ設置構想についてご答弁願います。

市長。

●市長 藤倉 肇君 カジノ設置構想についてありますけども、現在、今お話ありましたように、日本ではカジノは賭博にあたるということで、刑法に抵触することから設置は許されておられません。設置された場合の集客効果による経済活性化や雇用創出、税収増などいろいろなメリットが期待されるわけでありまして、したがって、カジノ構想は全国の都道府県や市町村、商工団体などにおいて、国の法制度の整備に向けた動きも見据えながら、地域振興の起爆剤として検討されているところであります。

しかしながら、一方においてはギャンブルへの抵抗感や青少年の健全育成、または住環境への影響、治安の悪化などがデメリットとして考えられるところであり、カジノに対する住民の皆さんの意見も様々にあるのではないかと思います。

道においては、今回の道議会でカジノ設置構想について、観光振興や地域活性化につながるという期待から、提案の一つとして道州制特区活用による具体的な検討が進められるよう努力していくとともに、関心の高い市町村などとの連携を強化して、立地場所や運営形態など具体的な検討に向けた環境づくりに取り組むと、前向きな姿勢が示されております。本市においても、夕張商工会議所がカジノ設置構想

を検討することとなったと聞いております。

様々なメリット、デメリットのほか、設置主体や運営主体についても整理が必要でありますので、財政再建団体である夕張市としては、公設による運営管理は考えられないところであり、カジノ設置に伴うインフラ整備などの負担にも困難な状態であります。

まずは、市民主導の検討ということでありまして、市としましては、国や道の動きなども見据えた上で、必要に応じた情報収集してまいりたいと思っております。

●議長 加藤喜和君 角田議員。

●角田浩晃君 今、市長にご答弁いただきました。カジノというのは確かに役所としては扱いにくい問題だと思います。

ただ、私がここであえて提案申し上げているのは、この夕張市、65 歳以上の方がもう 42%を超えている状況にありながら、このまちを将来にわたってしっかりと運営をするためには、それ相当の財源を持ってして生活することを描いていかなければ、将来につながっていかないのではないかと考えております。

多くの自治体の中でも、例えば産業廃棄物の処理場にしても、特に原子力発電所等の問題も含めて、ニュースも含めて大変多くのリスクを背負いながら将来のまちのために理解を得ながら事を進めてきた。そのまちによっては、交付税も必要のない状況まで築き上げているまちもございます。そんな意味合いからして、夕張市はこれから先に向けてどんな選択があるのか、真剣に考えなければならない時に来ているのではないかと思います。

私たちは今、このまちで生活をしております。しかし、私たちの子供や孫世代までこのまちをしっかりと引き継ぐためには、しっかりとした産業形態としっかりとした基盤整備のもとで、生活をさせてあげることが、今ここで生活している私たち、そこでまちづくりを考える私たちの責任ではないかと思っております。多くのリスクのあることに、全てふたをして

いたのでは、私はこのまちはよみがえることが大変困難な状況にあるのではないかと考えております。

カジノそのものではありません。これからこのまちそのもの、今言った産業廃棄物の処理場なのか、他のまちが手を挙げたがらないところも含めて市民とともに夕張の将来を見据えた中で、しっかりと議論をしていく場が必要ではないか。そんな意味合いでの提案でありますので、その辺についてご答弁願えればと思います。

●議長 加藤喜和君 市長。

●市長 藤倉 肇君 非常に大切な、また基本的な今、ご質問をされました。353 億、18 年という長い期間で返していこうとスタートした夕張。

今、議員が言われますように、それでは 353 億を 18 年かけて粛々と行く方法しか夕張を再生する道はないのかと。今のカジノ・しかり、核廃棄物しかり。これは非常に、はっきり申し上げて資金的な面でも、ものすごい効果がありますよね。ただデメリット。ここは核廃棄物を受け入れるか受け入れないかで、市長さんが代わるくらいの自治体の大きな問題となっております。

夕張も、カジノそのものは言いませんけれども、核廃棄物を例にとりますけれども、果たして市民の皆さんが、1 万 2 千人おられます市民の皆さんが自分のまちをどうやって再生していくのだ。もうこのところ今のカジノを受けても、また核廃棄物でもというお考えなのか。

いや、夕張は時間をかけながら、今の、このふるさと、すばらしい四季、また夕張の財産夕張メロンなんていう世界に誇る財産、これらがいろんな企業または産業を誘致することによって、カジノとは言いませんけれども、それらにマイナスの影響が働かないのか。これはいろんな角度から検討しなければならない。したがって、私は、このところは市民の皆様さんに十分聞く、もっと言うならば市民の皆さんが決めること。市長を推した市民の皆さんが夕張をこうやっていこう、その先頭に市長が立てよというような決断を下す時も来るのではないかと。

た、そういうことをどうするかと市民の皆さんも一緒になって、我がふるさと夕張、現夕張の維持についてはいろんな意味で意見交換しながら考えていきたい。

当面はこのカジノという問題が出てきました。このカジノについてどうしたらいいのか、そういうことを時間をかけながら、また、一人でも多くの皆さんの意見を聞きながら、検討をお互いしていこうという考えを持っております。

●議長 加藤喜和君 角田議員。

●角田浩晃君 確かに市民との対話の中で、本当に協働のまちづくりの中で、こういうことを進めていかなければならないと思います。なぜ、産業廃棄物、核施設も含めて、いわゆる財源的に大変有利に動くことの事例がたくさんある中で、なぜ今カジノを提案したかと申しますと、四季を通じた本当に春、夏、秋、冬の夕張の景観、そしてシューパロダム、滝の上公園と、心が和むまちとして市長はこのまちを再生に向けて取り組まれている。このことを一つ頭に入れ、そして夕張メロンを始めとする農産物のまちであるということも含めて考えると、産廃施設や核施設はなじみにくい。でも、カジノであればここに来る人たちが特定の施設の中で、お金を落とししていく。そして夕張メロンのお土産も含めて、多くの方々の発注のあることも期待ができる、という意味合いで、いろいろと難しい問題はありますが、あえて一番先にカジノというテーマに絞ってご質問をさせていただきました。

市長の言われるとおり、市民と対話の中で、そしてこのまちをいかに豊かに継続的に保っていくのかという本当の真剣な議論の中で、一定の結論を出していくという、臭い物にふたをしながらそこから遠ざけてばかりでは、もう私はいられないと思いますので、そういう議論を市民との対話をこれから期待しておりますので、これは要望となりますのでよろしく願いいたします。

●議長 加藤喜和君 それでは地域活性化についての要旨の 2 項目に入ってください。

●角田浩晃君 では 2 点目に、小・中学校の統廃合により使用しなくなった学校施設の活用について伺いたいします。

昨日、幌南小学校の最後の卒業式がありました。この幌南小学校を始め、これから進められる学校統廃合計画により、学校であった施設がその役目を終えようとしております。

これまで、学校については補助対象財産として、その転用が難しいとされてきましたが、地域再生のための効率的な転用にはその事項により配慮がされるように世の中が変わってまいりました。

本市において、工業団地の製造業と合わせて、この学校施設を活用した企業誘致の推進が人口の減少に歯止めをかけ、再生への足がかりとなることが期待されます。

本市として、特区等により規制緩和を求め、特に大きな箱物や、土地を必要とする福祉産業等にかかわる企業・組織に対して、企業誘致することが学校施設の有効活用と思われませんが、市長のお考えをお伺いいたします。

●議長 加藤喜和君 市長。

●市長 藤倉 肇君 次に、統廃合により使用しなくなった学校の活用についてでありますけども、御存じのように市内の小中学校については、平成 20 年度から幌南小、中学校を廃止し、清水沢小、中学校へ統合し、さらに平成 22 年度には中学校を、23 年度には小学校を 1 校に統廃合する予定であります。今後も市内の廃校舎は増加する予定となっております。

廃校舎をどのように利活用していくかは、今、議員がおっしゃるように地域にとって大きな課題であります。一つの考え方として、市の産業振興策の一環として、ただいまお話のありましたように市の産業振興策の一つとして、この廃校舎を活用した企業誘致も考えられるところであります。

しかし、実際には企業が廃校舎を利用しようとしたときに問題となるのが補助金の変更の問題であります。具体的には、学校施設には文部科学省の補助

金が入っているため、民間業者がその施設を取得する際には、残存期間の補助金の返還が必要となっていてあります。しかしながら、地域再生法に基づく地域再生計画を活用することにより、民間事業者への無償貸与の場合には、補助金で整備された公立学校の廃校校舎の転用については弾力性により補助金返還が免除されるということもございます。

本市の小中学校のあり方について、現在、統廃合を円滑に行っていくための夕張市立小・中学校統合委員会を立ち上げたところであり、今後地域にとっての校舎の活用方策も含めて検討してまいります。実際の統廃合を前に、民間業者の事業計画を具体化し、それに基づいて地域再生計画を定めることは、これは困難であると考えております。

今後、統合委員会や地域の検討状況を踏まえた上で、民間事業者のニーズを適切に把握し、施設の有効活用について検討を重ねてまいるところでございます。

●議長 加藤喜和君 角田議員。

●角田浩晃君 ただいま、市長から答弁をいただきました。その使用目的によっては、補助金そのものの返還が必要ないということも含めて、弾力的に対応に当たるといふ状況に世の中は変わってきていることをまず説明の中で言われたと思いますが、確かにそのとおりでありまして、これから夕張市が進める統廃合計画の中で、どんどん校舎が空いていく。これも現実であります。そして、次なる転用のめどが立たないものについては、ただ単に野ざらし状態で維持管理費も持てない中で、また屋根が雪によってみたいなことになり得る可能性があります。このようなことの繰り返しは、もうここら辺でピリオドを打たなければいけないのではないのでしょうか。

建物は休止しておけばおくほど、次に転用するときには大きな費用と大きな期間が必要となります。生きてる物を生かしたままに使えるのが一番低コストで、次なる企業、次なる団体が使用するときが一番使い勝手のいい状況がそこで作られるわけです。全てを終えてから次のことを考えている、そんなこと

では次なる方々に対して、この建物をアプローチしていけないのではないのでしょうか。生きてる物は生きたままに、次にバトンを渡していかなければ、そこに設備投資する方の投資意欲、夕張進出意欲もそげてしまうのではないのでしょうか。

この点について、ご答弁をお願いいたします。

●議長 加藤喜和君 市長。

●市長 藤倉 肇君 まさにそのとおりであります。私も現行の夕張の再生にとって大事なものは、この制度や規制、いろんな制度規制があります。その制度規制をそのままそれに準じていくということだけでは、夕張再生はないと思っております。

制度をどのように夕張の再生に合ったように規制を緩和する、また場合によっては変更する。そういう動きがあつてこそ夕張の再生が早まる。具体的に言いますと、廃校になった学校についても従来と違って、非常に柔軟な対応で国も受けると言っているわけですから、これを生かさない手はありません。ですから、この廃校となった学校を一つの方策として、企業の誘致を図る。それから今、おっしゃいましたように、全部出ちゃってきれいになってそれから計画を立てて、これではいつになるかわからない。今現在いわゆる I N G ですね、進行形。今現在ありながらどう進んでいくかと、こういうことも考えた対応を取らないといけなのではないかと。まことに的の得ない回答ではございますけれども、私はそのように思っているわけでございます。

●議長 加藤喜和君 角田議員。

●角田浩晃君 しっかり的を射ていると思います。今休止して、もう既に使わなくなって廃校になった学校が放置されている。この後始末まで夕張市が最終的にしなければいけないのかと、そこがまず一つ。そしてこれから夕張市は新しい労働者を、ここに新しく住む方をどんどん迎えていかなければ、42%を超える高齢化の中で、次なる世代の生活ビジョンが描けない。早急に定着人口を増やし、ここに住む労働者の方々を増やし、対策が必要であります。

あの学校規模の大きさの物を建てるとしたら、10

億単位のお金が初期投資として必要なわけです。あれだけの土地とあれだけの建物をゼロから立ち上げることと、いろんなことの便宜の中で指定管理的な、その場を無償で使えるということになれば、はるかに設備投資、初期投資の額は小さくて済むわけです。これこそが企業誘致として最大の売りだと私は思うわけです。

閉校した地元の方々の理解も得ながら、やはり夕張の再生に向けてあの建物を積極的に活用していくということ、市長自らがいろんな場において発言されることが必要だと思いますし、それを聞いた市民の方々がどのように思うのか、どのように考えるのか、これを知る上でも市長は一つの手段として、これからさらに統廃合の後、空く学校の使い道について、市民にしっかりとよく説明していく必要があるのではないかと思います。少なくとも私が最初に提案したとおりに、生きた建物は生きたまま次にリレーができる、これが最善の方策であります。これが企業誘致として最大のメリットであると思います。

まして、夕張市は高齢化率の高いまちとして、お年寄りの多いまちとして、福祉にかかわる方々が仮にあの建物を利用しながらそこで業をした時に、福祉に携わる方々が自分らの周りにたくさんいることになるのです。そこに心配なお年寄りにも声をかけていただいたり、いろんな方策のもとにもっと快適に過ごせるような、そんな情報提供もできるのではないかと。お年寄りもこれからは市長が言われるとおり貴重な財産として、このまちで共に生きる人たちとして、皆さんの理解を得ていく必要があると思います。

これは要望になると思いますが、大変難しい状況とは思いますが、生きてる物を生きてるままに次なる企業が大きな投資が必要のない形で、夕張でその業ができるのだと、これを最大の売りとして学校としての役目を終えたその施設について、積極的な活用、今一步踏み込んだ活用が私は必要と思うのですが、もしよければ最後にご答弁いただきたいと思います。

●議長 加藤喜和君 市長。

●市長 藤倉 肇君 今、角田議員から種々ご提案、ご意見ありました。真摯に受け止めてそういう方向で進んでまいりたいと思います。

議員がおっしゃるように、夕張は 42% 高齢者の方々がおいでになる、したがって、一般の市町村以上に今、いろんな国等の規制があります。その規制のとおり動いていたのでは、夕張市民の安全と安心を守るということは、ただただ粛々やるだけじゃなくて、市民のために場合によっては制度そのものを替えてもらう、もしくは制度の中でどうできるか、そういうことを具体的に関係各省と交渉するのが、そして実現するのが大きな私の使命だと思っております。

大変ご意見ありがとうございました。

●議長 加藤喜和君 角田議員。

●角田浩晃君 藤倉市長期待しております。

これで質問を終わります。有難うございました。

●議長 加藤喜和君 以上で角田議員の質問を終わります。

以上で通告されました質問は全部終了いたしましたので、これをもって大綱質問を終結し、直ちに本 17 議案については行政常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま付託いたしました各議案については、会議規則第 45 条第 1 項の規定により、3 月 26 日までに審査を終えるよう期限を付けることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

●議長 加藤喜和君 日程第 2、議案第 10 号平成 19 年度夕張市一般会計補正予算、議案第 11 号平成 19 年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算、議案第 12 号平成 19 年度夕張市市場事業会計補正予算、議案第 13 号平成 19 年度夕張市老人保健医療事業会

計補正予算、議案第 14 号平成 19 年度夕張市公共下水道事業会計補正予算、議案第 15 号平成 19 年度夕張市介護保険事業会計補正予算、議案第 16 号平成 19 年度夕張市診療所事業会計補正予算、議案第 17 号平成 19 年度夕張市水道事業会計補正予算、以上 8 議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 10 号ないし議案第 17 号の 8 議案一括して提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第 10 号平成 19 年度夕張市一般会計補正予算についてであります。今回の補正は、先般 3 月 5 日に総務大臣の同意が得られました夕張市財政再建変更計画に基づく予算の補正を行おうとするものであります。

まず、第 1 条歳入歳出予算の補正減額、4 億 418 万 5,000 円の内訳につきましては、25 ページ、一般会計歳入歳出予算補正事項別明細の歳出からご説明申し上げます。

2 款総務費 1 項総務管理費につきましては、年度末までに職員の退職があった場合における退職手当の支給に支障が生じないよう、人件費のほか、幸福の黄色いハンカチ基金積立金など所要額を計上するとともに、土地開発公社からの公有地取得費を減額するものであります。

26 ページ、2 項地域振興費につきましては、シューパロダム建設対策基金積立金所要額を計上するものであります。

27 ページ、3 款民生費 1 項社会福祉費につきましては、福祉灯油購入費及び国民健康保険事業会計との関連における繰出金所要額を計上するとともに、道交付金の決定により財源の振り替えを行おうとするものであります。

28 ページ、4 款衛生費 1 項保健衛生費につきましては、診療所事業会計との関連における繰出金所要額を計上し、一方において公共下水道事業会計との関連における繰出金所要額を減額するものであります。

す。

29 ページ、4 款衛生費 2 項清掃費につきましては、ごみ処理手数料収入の減収見込みにより、財源振り替えを行うものであります。

30 ページ、7 款商工費 1 項商工費につきましては、市場事業会計との関連における繰入金所要額を減額するものであります。

31 ページ、8 款土木費 4 項住宅費につきましては、道交付金の決定により、財源の振り替えを行うものであります。

32 ページ、9 款消防費につきましては、消防団員退職報償金所要額を計上するものであります。

33 ページ、11 款公債費につきましては、一時借入金利子所要額を計上するものであります。

34 ページ、12 款諸支出金につきましては、市税や生活保護費に係る国庫補助金の過年度過誤納還付金所要額を計上するものであります。

35 ページ、13 款繰上充用金につきましては、平成 18 年度の収支不足額が確定したことに伴い、前年度繰上充用金所要額を減額するものであります。

8 ページに戻ります。

歳入につきましては、市民税を始めとする市税や普通交付税について、収入見込み額にあわせてそれぞれ減額するほか、歳出に関連する特定財源をそれぞれ関係科目に計上するものであります。

この結果、歳入歳出予算の総額は、439 億 2,090 万 6,000 円となるものであります。

次に 1 ページであります。第 2 条地方債の補正につきましては、5 ページ、第 2 表地方債補正のとおりに変更しようとするものであります。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 11 号平成 19 年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算につきましては、第 1 条歳入歳出予算の補正におきまして、国民健康保険制度の運営に関し一般会計からの繰入金によって措置することが適当である経費の見直しにより、一般会計繰入金所要額を計上し、その関連において歳入欠かん補填収入などについて減額するものであります。

このため、第 1 条歳入歳出予算の補正においては、新たに予算を追加することなく、歳入のみを補正し、歳入歳出予算の総額につきましては、変更を要しないものであります。

第 2 条繰越明許費の補正につきましては、後期高齢者医療保険制度の導入に伴い、改修を進めております高齢者医療制度システム整備の一部を新年度に繰り越して実施する必要があるため、第 2 表に記載のとおり補正しようとするものであります。

以上で国民健康保険事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 12 号平成 19 年度夕張市市場事業会計補正予算につきましては、第 1 条歳入歳出予算の補正におきまして、アスベスト除去工事の完了に伴う工事費等不要額を減額し、歳入についてはその財源として空知産炭地域総合発展基金を計上し、一般会計繰入金及び優良建築物等整備費補助金について減額するものであります。

歳入歳出予算の補正減額は、1,110 万 5,000 円となり、この結果、歳入歳出予算の総額は 5,632 万 7,000 円となるものであります。

以上で、市場事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 13 号平成 19 年度夕張市老人保健医療事業会計補正予算につきましては、第 1 条歳入歳出予算の補正におきまして、後期高齢者医療保険制度の円滑な導入に係る所要額を計上し、歳入については歳入欠かん補填収入を計上するものであります。

歳入歳出予算の補正額は、83 万 8,000 円となり、この結果、歳入歳出予算の総額は、26 億 2,254 万 8,000 円となるものであります。

以上で、老人保健医療事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 14 号平成 19 年度夕張市公共下水道事業会計補正予算につきましては、第 1 条歳入歳出予算の補正におきまして、消費税納付額及び一時借入金利子を減額するものであり、歳入については一般会計繰入金を減額する一方で、歳入欠かん補てん

収入を計上するものであります。

歳入歳出予算の補正減額は、5,278万1,000円となり、この結果、歳入歳出予算の総額は、14億8,911万6,000円となるものであります。

以上で、公共下水道事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第15号平成19年度夕張市介護保険事業会計補正予算につきましては、第1条歳入歳出予算の補正におきまして、主に年度末までの執行見込みを踏まえた人件費を減額するとともに、施設入所者に係る保健給付費の増減による予算の組み替え及び国庫負担金の過年度過誤納還付金に係る所要額を計上するものであり、歳入につきましては国及び道支出金、介護給付費準備金繰入金を計上するものであります。

歳入歳出予算の補正額は、1,857万2,000円となり、この結果、歳入歳出予算の総額は14億5,864万7,000円となるものであります。

以上で、介護保険事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第16号平成19年度夕張市診療所事業会計補正予算につきましては、第1条歳入歳出予算の補正におきまして、診療報酬の過年度過誤納還付金に係る所要額を計上するものであり、歳入については主に旧病院事業会計から引き継ぐこととしていた歳計現金に不足が生じたことから、所要額を減額するとともに、これに見合う財源として一般会計繰入金を計上するものであります。

歳入歳出予算の補正額は、135万9,000円となり、この結果、歳入歳出予算の総額は11億249万5,000円となるものであります。

以上で、診療所事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第17号平成19年度夕張市水道事業会計補正予算につきましては、1ページ、第2条は本年度予算第2条で定めた業務の予定量のうち、給水件数、臨時計量栓、総配水量、1日平均配水量及び建設改良事業について、実行見込みにより補正しよ

うとするものであります。

第3条は、本年度予算第3条で定めた収益的収入及び支出のうち、収入につきましては給水収益などの実行見込額により営業収益を減額補正しようとするものであります。支出につきましては、各経費の実行見込額により営業費用及び営業外費用ともに減額補正しようとするものであります。

この結果、当年度税込みの経常利益は1億2,336万5,000円となる見込みであります。

2ページ、第4条は本年度予算第4条で定めた資本的収入及び支出のうち、収入につきましては企業債の実行見込額により減額補正しようとするものであります。支出につきましては、建設改良費の実行見込額により減額補正するとともに、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及び補てん財源について、それぞれ補正しようとするものであります。

第5条は、本年度予算第7条で定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費中、職員給与費について補正しようとするものであります。

第7条は、本年度予算第9条として利益剰余金の処分を定めようとするものであります。

3ページ以降につきましては、予算に関する説明資料でありますので、内容については省略させていただきます。

以上で、水道事業会計補正予算の説明を終わります。

以上、議案第10号ないし議案第17号の8議案、一括して提案理由をご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決にいたします。

本8議案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本 8 議案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 3、議案第 25 号財産の取得についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 25 号財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、財政再建計画に基づき、夕張市土地開発公社が保有している丁未 5 番 4 ほか 136 筆、30 万 9,286.19 平方メートルの公有地で、既に供用を開始している土地を取得しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 4、議案第 27 号市道路線の変更についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 27 号市道路線の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、北海道街路事業の実施に伴う道道夕張岩見沢線の路線の切り替えにより、市道路線の取り付け位置が変更となることから、道路法第 10 条第 3 項の規定により提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 5、報告第 2 号定期監査の結果についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 加藤喜和君 日程第 6、報告第 3 号財政的援助団体の監査の結果についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 加藤喜和君 日程第 7、報告第 4 号ないし第 6 号、いずれも例月現金出納検査の結果について、以上 3 案件一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 加藤喜和君 以上をもって本日の日程は全部終了いたしますが、先ほど行政常任委員会に付託をいたしました 20 年度各会計予算並びに関連する議案の審査は、議会運営委員会の決定により、24 日、25 日の予定となっておりますので、傍聴者並び

平成20年1定3日目

に市民の皆様にお知らせをし、本日はこれをもって
散会いたします。

午前11時37分 散会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議 長 加 藤 喜 和

夕張市議会 議 員 高 間 澄 子

夕張市議会 議 員 伝 里 雅 之